

第3期盛岡市地域福祉計画(案)

(令和7年度～令和16年度)

みんながつながり、互いに認め支え合う、
やさしさにあふれるまち

盛 岡 市

目 次

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画期間 2

第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 1 人口と世帯の状況 4
- 2 第2期地域福祉計画の取組の成果 8
- 3 地域福祉ワークショップ等での意見 18
- 4 重点的に取り組む必要がある課題等 20

第3章 第3期地域福祉計画の方針

- 1 基本理念（将来像） 23
- 2 基本目標 23
- 3 施策の体系 26

第2部 施策の展開

第1章 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

- 1 つながりを大切にした支援の仕組みづくり 27
- 2 地域における福祉活動の推進 32
- 3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援 34
- 4 安全に生活できる環境の整備 35

第2章 地域の福祉を共に創るひとづくり

- 1 地域福祉を推進する人材の育成 37
- 2 福祉への関心を育む取組の推進 41

第3章 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

- 1 地域生活課題の解決に向けた重層的な支援体制の構築 43
- 2 安心して福祉サービスを受けられる基盤の整備 47
- 3 サービス利用を支援する体制の構築 49
- 4 わかりやすい情報を提供する体制の整備 53

第3部 計画の推進と進捗管理

第1章 計画の推進

- 1 市民、行政、社協・関係機関、事業者、町内会・自治会等、
ボランティア団体・NPOとの協働による地域福祉の実現 55
- 2 盛岡市社会福祉協議会等との連携 56

第2章 計画の進捗管理

- 1 計画の評価と見直し 56

資料編(調整中)

- 地域福祉ワークショップ等の開催結果
- 地域福祉に関するアンケート調査結果
- 地域福祉に関する直近の法整備等
- 第3期地域福祉計画の策定経過
- 盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員
- 用語解説

第1部

基本的な考え方

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

本市では、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間とする「盛岡市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり」を基本理念として、高齢者、障がい者、児童、健康に係る分野の計画と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

また、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする「第2期盛岡市地域福祉計画」においては、第1期計画の理念を踏まえながら、「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、「支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり」「共に支え合うことができる地域環境づくり」「地域福祉を担うひとづくり」を基本目標として、多様な生活課題に対応した取組を進めてきました。

現在、本市では少子高齢化に伴う人口減少の進行や、新型コロナウイルス感染症の流行、気候変動による災害リスクの高まりなどにより、市民の意識や暮らし方に変化が生じています。また、これらの社会の変化に合わせるように、独居の高齢者の増加や、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、地域生活課題への新たな対応が、より一層求められています。

このような、制度の狭間で支援が届きにくいケースや、世帯単位で複雑化・複合化した課題を抱えているケースに対しては、これまでも、従来の対象・分野ごとの福祉制度を超えた、包括的な支援体制の整備に取り組んできたところですが、今後も地域に住む人々が安心して暮らしていくためには、住みやすい地域づくりに地域の誰もが参加する、地域福祉の推進がますます重要となります。国においては、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指す取組が進められています。

これらの背景を踏まえ、本市においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を、更に充実させていく必要があることから、「第3期盛岡市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

「第3期盛岡市地域福祉計画」は、令和7年度（2025年度）を初年度とする盛岡市総合計画の基本構想に基づくとともに、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づいて策定する市町村地域福祉計画です。平成30年

（2018年）4月の社会福祉法の改正により、この地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項」を記載することとされています。

(2) 他の個別計画との関係

市には、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市障がい者基本計画」、「盛岡市こども計画（仮称）」、「もりおか健康21プラン」などの保健福祉に関する個別計画があります。地域福祉計画は、これら個別計画の上位計画として、各計画に基づく施策を推進する上での共通理念を示すとともに、各分野が連携して地域福祉を推進するための計画です。

また、地域福祉計画の推進にあたっては、盛岡市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連動しながら、一体となって地域共生社会の実現を目指すものです。

3 計画期間

この計画は、上位計画である盛岡市総合計画との整合を図るため、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10か年計画とします。

なお、中間年の令和11年度（2029年度）には、計画に基づく取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行います。

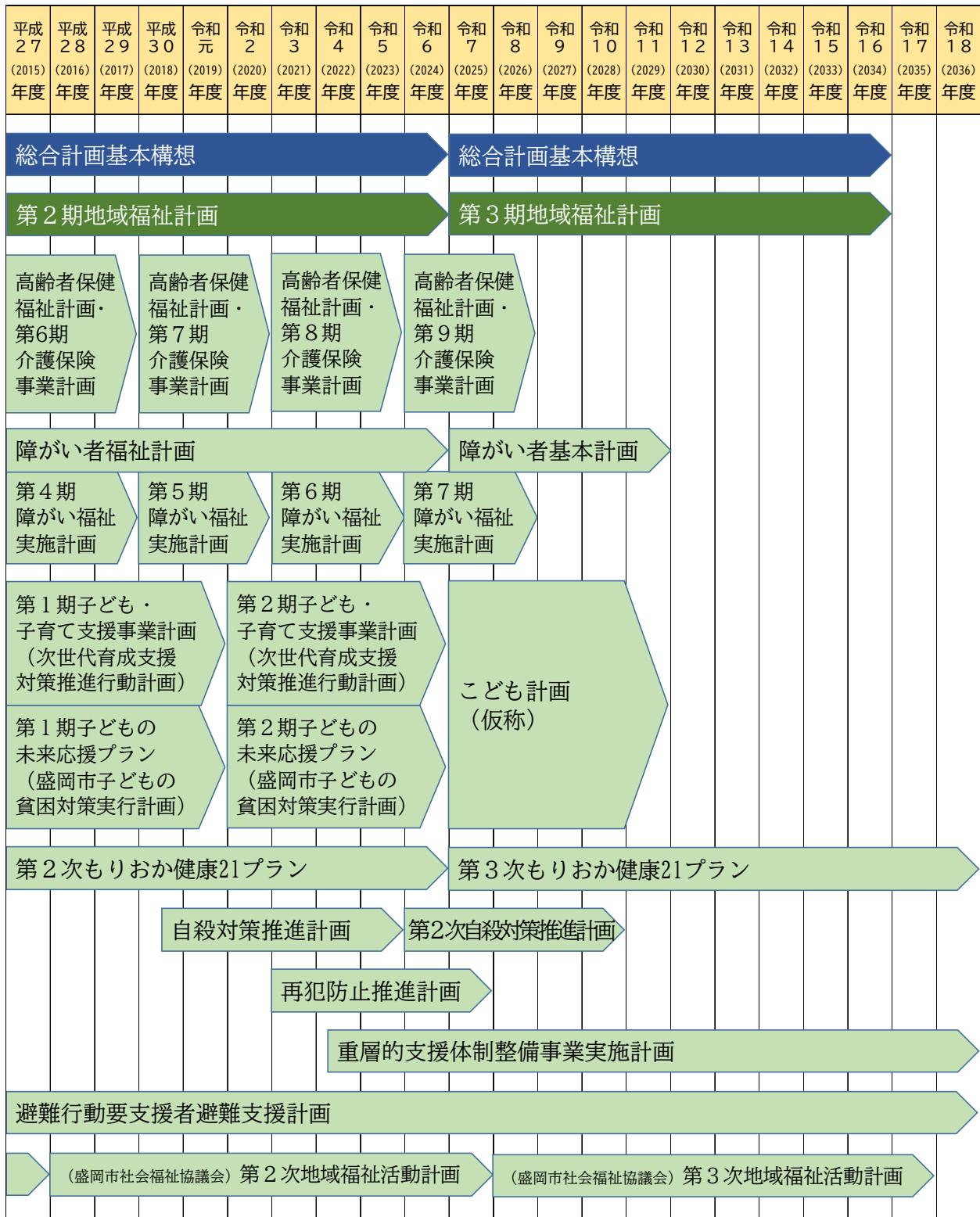
第1期地域福祉計画：平成17年度（2005年度）～平成26年度（2014年度）

第2期地域福祉計画：平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度）

第3期地域福祉計画：令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）

※ 各計画とも計画期間は10か年としています。

【参考】総合計画、地域福祉計画、保健福祉に関する個別計画等の策定状況



第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 我が国の人口動態

総務省統計局によると、我が国の総人口は平成17年（2005年）に戦後初めて前年を下回った後、平成20年（2008年）にピークを迎え、平成23年（2011年）以降は11年連続で減少しています。減少幅は10年連続で拡大し、令和3年（2021年）の減少幅は、比較可能な昭和25年（1950年）以降過去最大となり、人口減少、少子高齢化が急速に進んでいます。令和5年版高齢社会白書では、現在の傾向が続けば、令和52年（2070年）には総人口が約8,700万人まで減少することが見込まれています。

また、令和4年（2022年）10月1日現在で、総人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は29.0%ですが、令和52年（2070年）には、2.5人に1人が65歳以上（高齢化率38.7%）、4人に1人が75歳以上になると推計されています。

(2) 本市の人口動態

① 人口の推移

本市における平成7年（1995年）から令和2年（2020年）までの人口の推移をみると、平成12年（2000年）をピークに減少に転じ、それ以降は人口減少が進行しています。

（単位：人）

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
盛岡市	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	289,731
旧盛岡市	239,940	239,627	237,578	235,418	234,402	227,767
旧都南村	46,538	49,216	49,614	49,926	51,078	50,631
旧玉山村	14,245	14,014	13,554	13,004	12,151	11,333
岩手県	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147	1,279,594	1,210,534
全国	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	126,146,099

〔出典：国勢調査〕

② 年齢3区分別推移

総人口の年齢3区分の割合をみると、昭和60年（1985年）までは年少人口の割合が20%以上、高齢者人口の割合は10%以下でしたが、平成12年（2000年）には高齢者人口の割合が年少人口の割合を上回り、それ以降は少子高齢化が進行しています。

（単位：上段 人、下段 %）

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	【参考】 昭和60年
年少人口 15歳未満 (構成比)	52,092 (17.3)	46,159 (15.2)	41,928 (14.1)	38,771 (13.1)	36,828 (12.5)	33,602 (11.9)	— (22.0)
生産年齢人口 15～64歳 (構成比)	209,262 (69.6)	208,171 (68.7)	199,632 (67.0)	192,664 (65.3)	182,979 (62.3)	167,894 (59.6)	— (69.5)
高齢者人口 65歳以上 (構成比)	39,341 (13.1)	48,469 (16.0)	56,177 (18.9)	63,721 (21.6)	73,729 (25.1)	80,035 (28.4)	— (8.5)
総数 (構成比)	300,695 (100)	302,799 (100)	297,797 (100)	295,156 (100)	293,536 (100)	281,531 (100)	— (100)

※ 年齢不詳人口を除く。

〔出典：国勢調査〕

③ 人口の将来推計

令和6年（2024年）8月に推計した本市の将来人口をみると、今後も高齢化率（総数に占める65歳以上の割合）の上昇が見込まれます。

（単位：人）

区分	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総数	283,056	274,458	264,655	253,833	242,161	229,998
15歳未満	30,833	28,167	26,670	25,046	23,691	22,180
15～64歳	166,964	158,400	148,254	135,835	124,783	115,661
65歳以上	85,259	87,891	89,731	92,952	93,687	92,157
高齢化率 65歳以上人口／総数	30.1	32.0	33.9	36.6	38.7	40.1
参考						
75歳以上	48,004	52,193	54,322	55,405	55,865	58,319
男性	133,586	129,368	124,546	119,237	113,675	107,966
女性	149,470	145,090	140,109	134,596	128,486	122,032

〔出典：盛岡市総合計画基本構想〕

(3) 本市の世帯類型

① 世帯の家族類型

本市における世帯の家族類型の割合をみると、夫婦のみ世帯、男親と子供世帯、女親と子供世帯、非親族世帯と単独世帯が増加していることが分かります。

区 分	一 般 世 帯 数(世帯)				構 成 比(%)				増 加 率(%)		
	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	令2 (2020)	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	令2 (2020)	平17 ~22	平22 ~27	平27 ~令2
総 数	118,989	124,803	129,128	130,446	100.0	100.0	100.0	100.0	4.9	△0.0	1.0
親族世帯	77,759	77,688	78,155	76,554	65.3	62.2	60.5	58.7	△ 0.1	0.6	△ 2.0
核家族世帯	63,615	64,422	66,640	66,677	53.5	51.6	51.6	51.1	1.3	1.2	0.1
夫婦のみ	21,196	22,334	24,336	25,315	17.8	17.9	18.8	19.4	5.4	5.9	4.0
夫婦と子供	32,214	30,971	30,823	29,216	27.1	24.8	23.9	22.4	△ 3.9	△ 4.2	△ 5.2
男親と子供	1,195	1,273	1,326	1,460	1.0	1.0	1.0	1.1	6.5	11.4	10.1
女親と子供	9,010	9,844	10,155	10,686	7.6	7.9	7.9	8.2	9.3	10.4	5.2
その他の親族世帯	14,144	13,266	11,515	9,877	11.9	10.6	8.9	7.6	△ 6.2	△ 2.0	△ 14.2
夫婦と親	2,270	2,331	2,232	2,054	1.9	1.9	1.7	1.6	2.7	6.0	△ 8.0
夫婦と子供、親	6,701	5,773	4,560	3,776	5.6	4.6	3.5	2.9	△ 13.8	△ 8.9	△ 17.2
その他	5,173	5,162	4,723	4,047	4.3	4.1	3.7	3.1	△ 0.2	4.7	△ 14.3
非親族世帯	812	1,252	1,042	1,125	0.7	1.0	0.8	0.9	54.2	40.5	8.0
単独世帯	40,418	45,863	49,931	52,767	34.0	36.7	38.7	40.5	13.5	△ 1.8	5.7
(再掲) 母子世帯	1,969	2,039	2,128	1,809	1.7	1.6	1.6	1.4	3.6	14.7	△ 15.0
(再掲) 父子世帯	180	173	188	154	0.2	0.1	0.1	0.1	△ 3.9	4.0	△ 18.1
(再掲) 三世代同居	10,007	9,152	7,546	6,135	8.4	7.3	5.8	4.7	△ 8.5	△ 4.1	△ 18.7

区 分	一般世帯人員(人)				構 成 比(%)				増 加 率(%)		
	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	令2 (2020)	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	令2 (2020)	平17 ~22	平22 ~27	平27 ~令2
総 数	290,195	290,046	288,185	279,807	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.1	△ 1.8	△ 2.9
親族世帯	248,145	241,158	235,702	224,404	85.5	83.1	81.8	80.2	△ 2.8	△ 2.0	△ 4.8
核家族世帯	183,657	182,245	186,305	183,583	63.3	62.8	64.6	65.6	△ 0.8	△ 1.2	△ 1.5
夫婦のみ	42,423	44,668	48,672	50,630	14.6	15.4	16.9	18.1	5.3	5.8	4.0
夫婦と子供	116,809	111,358	110,882	104,806	40.3	38.4	38.5	37.5	△ 4.7	△ 5.4	△ 5.5
男親と子供	2,773	2,852	2,976	3,244	1.0	1.0	1.0	1.2	2.8	11.3	9.0
女親と子供	21,652	23,367	23,775	24,903	7.5	8.1	8.2	8.9	7.9	9.1	4.7
その他の親族世帯	64,488	58,913	49,397	40,821	22.2	20.3	17.1	14.6	△ 8.6	△ 4.3	△ 17.4
夫婦と親	7,376	7,544	7,215	6,618	2.5	2.6	2.5	2.4	2.3	5.9	△ 8.3
夫婦と子供、親	34,800	29,550	23,103	17,671	12.0	10.2	8.0	6.3	△ 15.1	△ 10.7	△ 23.5
その他	22,312	21,819	19,079	16,532	7.7	7.5	6.6	5.9	△ 2.2	4.1	△ 13.3
非親族世帯	1,632	3,025	2,552	2,633	0.6	1.0	0.9	0.9	85.4	39.4	3.2
単独世帯	40,418	45,863	49,931	52,767	13.9	15.8	17.3	18.9	13.5	△ 1.8	5.7
(再掲) 母子世帯	5,040	5,216	5,366	5,072	1.7	1.8	1.9	1.8	3.5	14.4	△ 5.5
(再掲) 父子世帯	468	424	466	444	0.2	0.1	0.2	0.2	△ 9.4	2.9	△ 4.7
(再掲) 三世代同居	51,952	46,548	37,525	29,762	17.9	16.0	13.0	10.6	△ 10.4	△ 6.0	△ 20.7

〔出典：国勢調査〕

※ 平成22年から「親族世帯」は「親族のみの世帯」、「非親族世帯」は「非親族を含む世帯」に世帯類型が変更された。

② 65歳以上世帯の世帯類型

65歳以上の方を含む世帯のうち、一般世帯は減少傾向にあり、65歳以上のみ世帯（ひとり暮らし、夫婦のみ）は、増加を続けています。令和5年（2023年）5月末時点で、65歳以上のひとり暮らしの方は15,674人であり、全世帯のうちおおむね9世帯に1世帯の割合となっています。

（単位：上段 人、下段 %）

区 分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
一般世帯 (構成比)	37,116 (47.7)	36,968 (46.8)	36,706 (46.0)	36,444 (45.3)	35,797 (44.4)
65歳以上のみ世帯 (構成比)	39,707 (51.1)	41,121 (52.1)	42,247 (52.9)	43,193 (53.7)	43,270 (53.7)
ひとり暮らし	13,731	14,362	14,825	15,226	15,674
夫婦のみ	20,868	21,664	22,302	22,760	22,808
その他	5,108	5,095	5,120	5,207	4,788
施設入所 (構成比)	910 (1.2)	882 (1.1)	871 (1.1)	823 (1.0)	1,564 (1.9)
合 計 (構成比)	77,733 (100)	78,971 (100)	79,824 (100)	80,460 (100)	80,631 (100)
参考：世帯総数 (令和6年5月末時点)	136,060 世帯	136,894 世帯	137,803 世帯	138,322 世帯	138,799 世帯

〔出典：65歳以上世帯類型調査※、住民基本台帳〕

※ 65歳以上世帯類型調査

65歳以上の方を含む世帯を対象として、世帯類型の調査を通じ、65歳以上の方の世帯の実態調査等を目的に毎年6月に民生委員を調査員として実施している。

令和5年度から、「施設入所」の対象施設を有料老人ホーム等に拡大したことから、施設入所者数が大きく増加した。

2 第2期地域福祉計画の取組の成果

(1) 重点的な取組の成果

① 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業の取組

平成28年度（2016年度）からの3年間、複合的な課題を抱える者に対する包括的な支援を行うため、様々な視点から事業を共に考える相談支援包括化推進員を配置して、多職種による包括的な支援の体制づくりを進めました。また、地域福祉コーディネーターの配置や困りごと相談会の開催などにより、相談を受け止める体制の充実を図りました。

② 地域力強化推進事業の取組

平成29年度（2017年）からの3年間、住民が身近な圏域において、主体的に地域課題を把握し、地域課題解決の担い手の養成や問題解決を図る取組を、市内3地区で実施しました。みたけ地区、築川地区ではボランティアによる新たな活動が実施され、また、杜陵地区ではマンションサミット等が開催されるなど、それぞれの地域の中でのつながりが生まれ、新たな交流の場が構築されました。

③ 重層的支援体制整備事業の取組

多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業と地域力強化推進事業の取組を踏まえて、令和3年度（2021年度）は「移行準備事業」に取り組み、庁内関係部署や関係機関と意見交換を行いながら、事業に対する理解を深めるとともに顔の見える関係づくりを進め、令和4年度（2022年度）からは「重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、属性や世代を問わない分野横断的な支援を行っています。

④ 生活困窮者支援推進のための「盛岡市くらしの相談支援室」の開設

平成27年度（2015年度）から市役所内丸分庁舎に「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、様々な生活困難のリスクに直面している生活困窮者に対し、日常生活での自立や社会的・経済的自立に向けた、個別的、包括的、継続的な支援を推進しています。

⑤ 地域福祉人材育成等事業の取組

平成29年度（2017年）からの3年間、高校生や大学生などの若者を対象に地域福祉課題にかかわる実践的な連続する講座を実施することで、若者の愛

郷心を育む場を創りながら、地域福祉活動の活性化と担い手の育成を推進しました。

⑥ 地方再犯防止推進モデル事業の取組

平成30年度（2018年）からの3年間、更生施設出所者等の再犯の防止に向け、市民フォーラムの開催や、支援者に対してのアンケート調査、福祉施設に対しての居場所創出の研修会を実施したほか、犯罪をした者等への住居や居場所の確保などの支援を行い、これらの実践的な取組とその効果を検証しながら、令和3年（2021年）3月に「盛岡市再犯防止推進計画」を策定しました。

⑦ 災害時要援護者避難体制の整備

令和3年度（2021年度）の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画作成が自治体の努力義務となりました。本市では法改正以前から取り組んでいたこともあり、個別避難計画の作成率は令和6年（2024年）3月末現在で36.4%、9,210人となっています。

福祉避難所等の確保のための「災害時における避難支援に関する協定」については、令和6年（2024年）3月末現在で36団体48施設と協定を締結しています。平成27年（2015年）4月の綱取地区林野火災や平成30年（2018年）9月の台風第24号、令和元年（2019年）10月の台風第19号では、協定に基づいて「要援護者の避難支援」や「福祉避難所の開設」が行われました。

【総括】

各分野の福祉制度に基づいた福祉サービスの充実により、支援を必要とする人が確実にサービスを受けられる仕組みづくりが進められました。また、複合化・複雑化・深刻化する市民ニーズに対応するため、制度に基づいたフォーマルな福祉サービスと、地域における見守りなどのインフォーマルな福祉サービスをコーディネートし、多機関と連携しながら分野横断的なケアマネジメントを推進する重層的支援体制の構築も進んでいます。

モデル事業等に取り組んだ地域ではボランティア団体の活動がその後も継続されるなど、地域づくりにつながる取組が行われています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会活動や地域活動が制限された期間があったことで、住民の意識等も変化しており、活動を継続するための工夫や見直しが求められています。

(2) 基本目標ごとの振り返り

基本目標1 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

「地域トータルケアシステムの構築」、「社会的孤立の防止」や「生活困窮者の支援の推進」においては、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの増加や相談を受け止めて支援に繋げる重層的支援体制の整備、ライフライン事業者等との協定件数の増加により、社会的孤立の積極的な把握と支援に努めました。

また、地域福祉に関するアンケート調査においては、10年前と比較して福祉サービスの充実や質の向上、相談体制の充実が進んだと回答した人の割合は目標値には届いていませんが増加しています。

① 地域トータルケアシステムの構築

ア 分野横断的なケアマネジメントの充実・強化

地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターは増加しています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「相談・支援機関等における地域福祉コーディネーター数」(↑※)	—	3人	7人	8人
業務統計「相談・支援機関等における生活支援コーディネーター数」(↑)	—	8人	11人	12人
【参考】業務統計「民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数」	17,778件	18,201件	14,849件	—

※ 成果指標の各項目のカッコ内の矢印の向きは、目標値の方向性を示します。
(以下同じ。)

イ 社会的孤立の防止

協定を締結している法人数は増加しており、目標値を超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定を締結している法人数」(↑)	32団体	39団体	47団体	40団体

ウ 生活困窮者支援の推進

生活保護受給世帯から自立した世帯の割合は、中間値では増加したものの、その後、減少し目標値には届いていません。生活困窮者の自立支援相談の解決率は目標値を超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「生活保護受給世帯から自立した世帯の割合（死亡・移管・失踪等を除く）」（↑）	5.7%	5.9%	5.7%	6.0%
業務統計「生活困窮者の自立支援相談の解決率」（→）	—	36.1%	79.7%	30.0%

② 福祉サービスの基盤整備

ア サービスの充実と質の向上

地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの充実」「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの充実」について進んだと回答した人の割合（↑）	27.9%	24.9%	34.9%	38.0%
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合（↑）	24.3%	21.0%	28.6%	34.5%

イ 福祉に関連する事業の育成

地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関連する事業の育成」について進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関連する事業の育成」について進んだと回答した人の割合（↑）	19.1%	17.5%	26.3%	29.0%
【参考】経済センサス「福祉分野の事業所数」※	382事業所	573事業所	686事業所	—

※ 開始値は平成24年、中間値は平成28年、現状値は令和3年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計。

③ サービス利用を支援するシステムの構築

ア 相談体制の充実

地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.4%	20.5%	29.0%	34.5%
【参考】業務統計「民生委員・児童委員への相談・支援件数」	18,663件	16,195件	16,001件	—
【参考】業務統計「地域包括支援センター、介護支援センター等への相談件数」	21,052件	18,439件	30,607件	—

イ 相談・苦情対応の推進

地域福祉に関するアンケート調査「サービスの内容に不満や疑問を感じた場合のその対応についてサービスを受ける側なので、諦めた」と回答した人の割合は目標値に届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「サービスの内容に不満や疑問を感じた場合のその対応についてサービスを受ける側なので、諦めた」と回答した人の割合(↓)	38.6%	31.9%	37.9%	28.5%

ウ 権利擁護事業の推進

地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した権利擁護事業の推進」について進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。「日常生活自立支援事業の実利用者人数」は増加しており、目標値を超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した権利擁護事業の推進」について進んだと回答した人の割合(↑)	15.5%	14.5%	18.1%	25.5%
業務統計「日常生活自立支援事業の実利用者人数」(↑)	169人	164人	224人	220人

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
【参考】業務統計「成年後見制度に関する相談件数」※1	198件	532件	1,134件	—
【参考】業務統計「虐待に関する実相談件数」※2	262件	262件	553件	—
【参考】業務統計「消費者被害件数」※3	14件	12件	4件	—

※1 長寿社会課調べによる集計値

※2 障がい者、児童、高齢者の虐待に関する相談件数（実件数）を集計

※3 盛岡東警察署調べによる盛岡市内におけるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、ギャンブル必勝法詐欺、金融商品等取引詐欺の被害の合計件数

④ 情報提供体制の整備

ア 情報提供体制の整備

地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合（↑）	22.6%	18.6%	30.4%	32.5%
【参考】業務統計「盛岡市ホームページウェブもりおか（福祉・保健関係）への訪問者数」	699,846件	1,012,275件	集計中	—
【参考】業務統計「盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数」	27,111件	37,510件	95,977件	—

基本目標2 共に支え合うことができる地域環境づくり

「日常生活の支え合い体制整備」では新型コロナウイルス感染症の影響や社会活動のあり方等の変化により、地域におけるサロン設置数は減少傾向にあります。

「災害時の支え合い体制整備」では、個別計画に地域支援者を登録している避難行動要支援者の割合が前回調査を下回り、町内会長等への個人情報提供に同意した避難行動要支援者の割合は横ばいとなっています。

① 協働による生活支援体制の整備

ア 日常生活の支え合い体制整備

「シルバーメイトのメイト数（見守る側）」「地域支え合いマップ作成数

（累計）」「地域におけるサロン設置数（累計）」は、いずれも目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「シルバーメイトのメイト数（見守る側）」（↑）	986人	917人	910人	1,200人
業務統計「地域支え合いマップ作成数（累計）」（↑）	170か所	211か所	214か所	230か所
業務統計「地域におけるサロン設置数（累計）」（↑）	169か所	217か所	198か所	230か所
【参考】業務統計「老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等利用者数」	1,418,460人	1,357,089人	1,124,778人	—

イ 災害時の支え合い体制整備

「避難行動要支援者のうち、町内会長等への情報提供に同意した人の割合」「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」「自主防災隊の結成率」は、いずれも目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「避難行動要支援者のうち、町内会長等への情報提供に同意した人の割合」（↑）	48.6%	38.5%	39.9%	52.0%
業務統計「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」（↑）	50.9%	49.1%	43.2%	60.0%
業務統計「自主防災隊の結成率」（↑）※	78.5%	89.8%	93.1%	100.0%

※ 自主防災隊の結成率＝自主防災組織に加入している世帯数÷市内世帯数×100

② 地域における福祉活動の推進

ア 地域福祉活動への参加の促進

まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」と回答した人の割合」は減少しており、目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」と回答した人の割合」（↑）	46.5%	44.4%	38.3%	56.5%

イ 世代間交流の促進

「世代間交流事業参加者数」は減少しており、目標値には届いていません。
「高齢者ふれあいの会参加者数」は目標値を超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「世代間交流事業参加者数」 (↑)	7,011人	5,695人	5,770人	8,000人
業務統計「高齢者ふれあいの会参加者数」 (↑)	4,856人	8,628人	6,115人	5,500人

③ 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

ア ボランティア・NPO活動の支援

「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」は減少しており、目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」 (↑)	131団体	138団体	113団体	140団体

イ 企業の社会貢献活動の促進

「赤い羽根共同募金の法人募金」、まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合（20～50歳代）」は減少しており、いずれも目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「赤い羽根共同募金の法人募金」 (↑)	4,192,346円	4,082,186円	3,214,142円	5,000,000円
まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合（20～50歳代）」 (↑)	36.4%	35.9%	21.4%	46.4%

④ 生活環境の整備

ア ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進

地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した生活環境の整備」が進んだと回答した人の割合は減少しており、目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した生活環境の整備」が進んだと回答した人の割合（↑）	37.8%	33.4%	34.2%	48.0%

基本目標3 地域福祉を担うひとづくり

「人材の育成」では、認知症サポーター養成講座などの地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数が、関心の高まりとともに増加する一方で、ボランティア登録者数は減少傾向で推移しています。地域福祉に関するアンケート調査では、10年前と比較して地域福祉に関連する人材育成の取組が進んだと回答した人の割合は増加しています。

① 人材の育成

ア 地域福祉活動に関連する人材の育成

「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」は目標値を超えています。地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した地域福祉に関連する人材の育成の取組」が進んだと回答した人の割合」は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」(↑) ※	1,505人	3,419人	1,917人	1,700人
地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した地域福祉に関連する人材の育成の取組」が進んだと回答した人の割合」(↑)	15.3%	13.4%	16.5%	25.5%

※ 開始値は平成25年度の認知症サポーター養成講座の受講者数の実績。目標値には平成26年度以降に実施している地域福祉中核人材育成事業や市民後見に関する講座の参加者などを含めた設定になります。

イ ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」「ボランティア養成研修事業等参加者数」は、いずれも減少し目標値を下回っています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」(↑)	11,481人	11,132人	10,500人	12,000人
業務統計「ボランティア養成研修事業等参加者数」(→)	145人	79人	62人	150人
【参考】業務統計「認知症サポーター養成講座修了者」(延べ人数)	8,287人	21,120人	30,269人	—

ウ 社会福祉事業に関連する人材の育成

「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」は、目標値を大きく超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」(↑)	19人	71人	85人	40人
【参考】経済センサス「福祉分野の従事者数」※	6,753人	9,306人	10,704人	—

※ 開始値は平成24年、中間値は平成28年、現状値は令和3年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計。

② 福祉意識の醸成

ア 福祉教育の推進

地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した福祉教育の推進」が進んだと回答した人の割合、「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講座の受講者数」は、いずれも目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した福祉教育の推進」が進んだと回答した人の割合(↑)	18.4%	20.6%	20.5%	30.0%
業務統計「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講座の受講者数」(↑)※	119人	89人	48人	150人

※ 開始値は高校生ボランティアスクール参加者数、現状値は、高校生ボランティアスクール及び人材育成講座の高校生向け連続講座参加者数の合計。

3 地域福祉ワークショップ等での意見

令和5年度に実施した地域福祉ワークショップ（資料編 57 ページ）や、地域福祉に関するアンケート調査結果（資料編 66 ページ）等をもとに、地域福祉分野における地域のニーズや課題に関する市民の意見を次のとおり整理しました。

① 近所づきあいや世代間交流の重要性

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面を基本として実施してきた活動の多くが中止を余儀なくされ、活動の再開や近所付き合いの再生などの必要性を挙げる声が多くありました。年代・属性を問わず多様な人を巻き込んだ活動が求められる一方で、交流を望まない人への関わり方など、価値観の多様化に配慮した対応を求める意見も出ており、インターネット等の新たなコミュニケーション手段の活用についての意見もありました。

アンケート調査でも、世代間交流が後退したという意見が多く、安心して生活していくためには日常的な隣近所との関係づくりが重要だという意見が多くありました。

② 除雪、買い物、通院、ごみ捨てなどの日常生活支援ニーズの増加

住民の高齢化や高齢者だけの世帯が増えているため、除雪・草刈り作業やゴミ捨てが困難な状況となり、地域内のボランティアによる取組も多く見受けられました。除雪、買い物、通院、ごみ捨てなどの日常生活支援の充実を望む意見が出されています。

③ 地域での避難支援、見守り体制の強化

地域における防災の取組として、防災組織への理解と災害時の円滑な避難行動や、適切な避難所の利用に向けた地域住民への意識啓発が課題として挙げられています。アンケート調査では、日常的な隣近所との関係づくりと災害時に安全に避難できる仕組みづくりが重要な取組として挙げられており、住民同士の普段からの関係づくりが災害時の支え合いに深く結びついていると考えられます。

また、ひとり暮らし世帯や高齢者だけの世帯が増加しており、安否確認や見守り、孤独死の防止、相談できる場づくり、高齢者同士の支え合いの必要性などの課題が挙げられています。

④ 生活環境の整備と新たな社会資源の活用への期待

子どもが遊べる公園の整備、交通量が多く危険な箇所への信号機の設置や交通事故の不安を軽減するための街灯の設置を求める声が寄せられています。また、空き家については各地域において問題が指摘されており、リフォームによる移住者受入れなど積極的な活用を求める意見もありました。

⑤ 地域活動を支えている人の高齢化と担い手不足が深刻化

町内会・自治会等の地域活動の担い手の減少や役員等の後継者不足等が挙げられており、次世代の担い手の確保や育成が課題となっています。また、地域活動を継続していくため、役員等を輪番制にすることや、活動内容の軽減化・効率化など、活動の見直しの必要性についての意見が挙げられました。

アンケート調査では、事業者やNPOとの協働の必要性について、肯定する意見が多くみられました。

⑥ 福祉教育、ボランティア活動の推進

未来を担う子どもたちへの福祉教育については、家庭や学校教育、地域活動など、様々な場面での学びの機会がこれからも必要との意見がありました。

また、ボランティア活動に参加したきっかけとしては、自分のために必要な活動だからという意見が多くありました。

⑦ 分野横断的な相談支援のさらなる充実

各分野における福祉サービスの充実が図られる中で、複雑化、複合化あるいは深刻化する福祉課題に対応するために、分野別の支援体制を越えた重層的な支援体制の充実も求められています。

また、生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）から、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を統合的に展開するコミュニティ・ソーシャルワークが必要とされています。今後においても、フォーマルな支援とともに、地域の中での見守りや受け入れ体制を整えていくインフォーマルな支援と地域づくりの展開が重要です。

⑧ 権利擁護事業の推進

盛岡広域成年後見センターの設置により成年後見制度の利用促進が図られ、寄せられる相談は増えていますが、経済的な理由で利用できないことや制度の利用開始までに時間を要することなどから、多くは制度を活用するまでに至っていない状況です。

4 重点的に取り組む必要がある課題等

第2期地域福祉計画策定以降の社会の変化や第2期地域福祉計画の取組の成果、地域福祉ワークショップ等より把握した課題のほか、直近の法整備等（資料編73ページ）の状況を踏まえ、今後、重点的に取り組む必要がある課題等を次のとおり取りまとめました。

① 日常生活における支え合い

少子高齢化が急速に進行し、社会活動のあり方等が変化する中、身近な地域課題の解決には、住民自らの参加と支え合いに期待が寄せられています。しかし、地域においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、隣近所付き合いが希薄化しているという声があり、活動の再開や近所付き合いの再生などの必要性が挙げられています。

また、若者に活動への参加をどう促すかという点は市内共通の課題となっています。年代・属性を問わず多様な人を巻き込んだ活動が求められる一方で、交流を望まない人への関わり方など、価値観の多様化に配慮した対応を求める声もあります。

地域福祉ワークショップでは、高校生から子育て支援・高齢者支援に対する提案もあり、機会があれば地域社会に関わろうとする気持ちがあることも確認できました。今後は、日常的な隣近所との関係づくりを推進しながら、世代間交流事業などにより若者への働きかけを積極的に進めていくことが必要です。

② 災害時における支え合い

個人情報保護制度により、民生・児童委員や町内会・自治会等の役員が地域住民の状況を把握しにくくなっている実態が指摘されており、災害時など緊急時に備えた支え合い体制の構築が課題となっています。また、防災の取組の課題として、防災組織への理解と災害時の円滑な避難行動、適切な避難所の利用に向けた地域住民への意識啓発も挙げられています。

アンケート調査でも、地域との関わりと災害時の支え合いが深く結びつく結果となっていることから、地域の防災訓練など互いに知り合う機会を増やす具体的な取組の支援や、地域活動への参加を促す啓発活動等の取組を進める必要があります。

また、災害時要援護者における個別避難計画の作成率は、令和6年（2024年）3月末現在で36.4%となっていますが、多くの対象者が「健康だから」

「近くに家族がいるから」などの理由で未作成となっています。今後は、個別避難計画の作成を希望しない方にも積極的に制度趣旨を説明して作成を働きかけるなど、災害時に地域で支え合える体制づくりを推進する必要があります。

③ ボランティア活動等の推進

地域福祉ワークショップでは、高齢化が進行する中で、除雪に限らず、買い物や通院、草刈り、ごみ捨てといった日常生活を支援する体制の構築が必要との声がありました。日常生活での課題については、地域の支え合いとして、地域内のボランティアが活動している取組事例も見受けられることから、地域の担い手を育成する観点からも、ボランティア活動を推進する必要があります。

また、地域では高齢者サロンの取組が進み、平成25年度（2013年度）の169箇所から令和5年度（2023年度）は198箇所に増加しています。今後は、高齢者に限らず、子育て世帯等も対象にしたサロン活動や買い物支援といった複合的なサポートも含めて地域で取り組めるよう、啓発や支援を行っていく必要があります。

このほか、日常生活における課題を発見する場として、身近な場所を「居場所」として活用することへの期待が寄せられています。地域で支え合う環境づくりを進める上では、集会施設や身近な居場所づくりが欠かせないことから、地域に増えてきた空き家等の活用も含め検討する必要があります。

④ 地域福祉を推進する人材の育成

地域福祉の推進には、福祉に関する意識をもった人材を広く地域の中に育成していくことが求められます。地域福祉ワークショップやアンケート調査では、高齢化の進行による担い手の減少や役員等の後継者不足など、地域の福祉を支える人材の確保が課題として挙げられました。

このような地域活動を担う人材の世代交代を円滑に進めるためにも、生涯の各ライフステージにおいて、誰もが住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も、互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活する地域共生の考え方に触れる機会を設け、赤い羽根共同募金や青少年赤十字活動を通じた体験や、ボランティア活動等の主体的な実践活動につなげていく必要があります。

また、困りごとを抱えた方々を支援するため、専門的な視点から幅広く社会資源をコーディネートする地域福祉コーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー、CSW）等を育成する必要があります。

⑤ 多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応

社会経済環境や人口構造の変化、家族のあり方や暮らし方の変容に伴い、高齢者、障がい者、こども、生活困窮など既存の福祉制度の狭間で生活に困難を抱える方が顕在化するなど、福祉ニーズは多様化・複雑化しており、国においては、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）、「こども基本法」（令和4年法律第77号）、「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）等の法整備が進められています。

地域においては、民生・児童委員への相談件数はほぼ横ばいで推移していますが、高齢者の相談の受け手となる地域包括支援センターや介護支援センターへの相談件数は大幅に増加しています。

生活に困難を抱える方や社会的孤立といった制度の狭間にある新たな課題については、表面化していないケースも多いとみられ、今後も地域住民によるインフォーマルなサービスの拡充と合わせ、多様な相談に対応できる分野横断的な支援の充実を図り、重層的に支援できる体制の整備をより一層推進していく必要があります。

第3章 第3期地域福祉計画の方針

1 基本理念(将来像)

みんながつながり、互いに認め支え合う、
やさしさにあふれるまち

多様な主体の協働の下に、「自助・共助・公助」が相まって、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、社会的孤立や社会的排除をなくし、みんながつながり誰もが役割を持ちながら、互いの個性や尊厳を認め支え合い、誰一人取り残すことなく住み慣れた地域で暮らし続けられる、やさしさにあふれるまち（地域共生社会）の実現を目指します。

この基本理念の実現に向けて、次に掲げる基本目標と具体的な取組事項に基づき、地域福祉の推進に関する諸施策を展開します。

また、この基本理念のもとで、保健福祉分野の各個別計画に基づく施策が相互に連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図ります。

2 基本目標

(1) 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識をもち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自分らしく、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

【具体的な取組事項】

- ・ つながりを大切にした支援の仕組みづくり **重点**
- ・ 地域における福祉活動の推進
- ・ 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援
- ・ 安全に生活できる環境の整備

(2) 地域の福祉を共に創るひとづくり

多様化する地域の支援ニーズに対応するため、地域福祉コーディネーター等の専門職の配置や地区福祉推進会、民生委員・児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉を共に創るひとづくりを推進します。

【具体的な取組事項】

- ・ 地域福祉を推進する人材の育成 **重点**
- ・ 福祉への関心を育む取組の推進

(3) 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

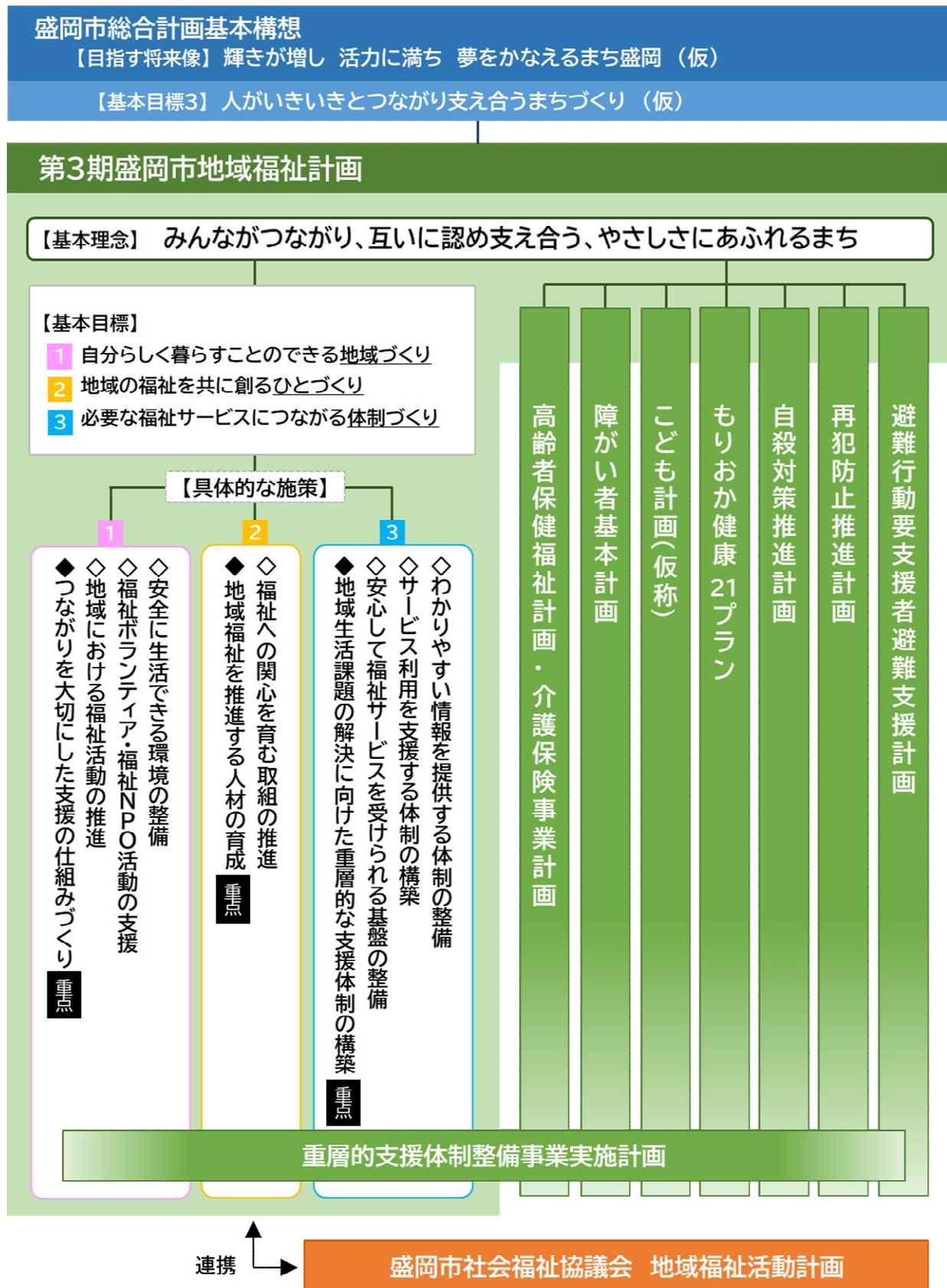
支援を必要とする人が、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの適切な福祉サービスにつながるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい体制づくりを推進します。

【具体的な取組事項】

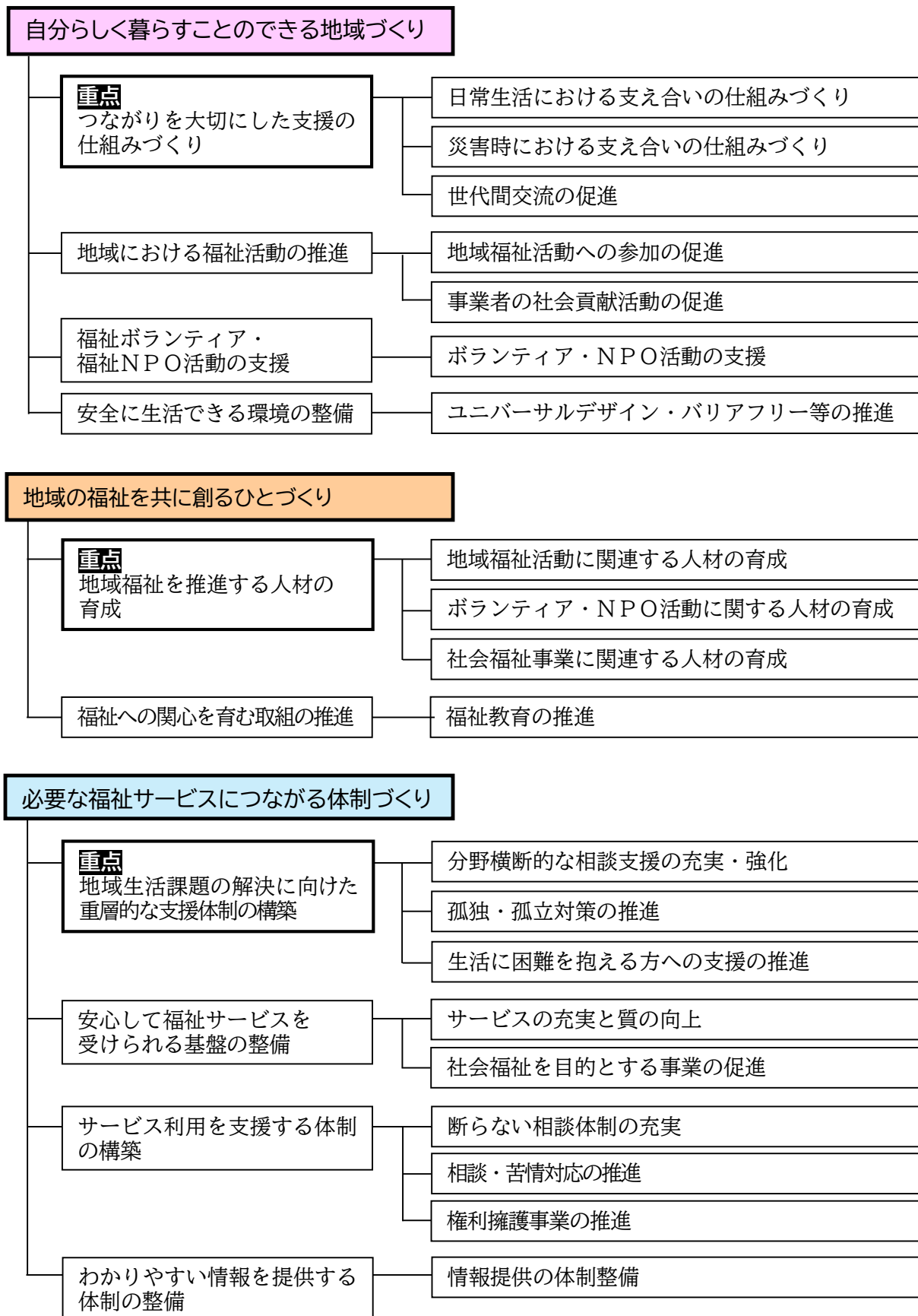
- ・ 地域生活課題の解決に向けた重層的な支援体制の構築 **重点**
- ・ 安心して福祉サービスを受けられる基盤の整備
- ・ サービス利用を支援する体制の構築
- ・ わかりやすい情報を提供する体制の整備

※ 各基本目標に掲げる具体的な取組事項のうち、現状と課題を踏まえ特に重点的に取り組む必要がある事項には「**重点**」と表示しています。

【参考】 計画体系のイメージ



3 施策の体系



第2部

施策の展開

第1章 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識をもち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自分らしく、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

1 つながりをお大切にした支援の仕組みづくり **重点**

(1) 日常生活における支え合いの仕組みづくり

現状と課題

- ◆ 令和5年（2023年）に、孤立、孤独に悩む人を誰一人取り残さない社会を目指して「孤独・孤立対策推進法」が制定され、令和6年（2024年）9月に閣議決定された高齢者対策大綱においては、ひとり暮らし高齢者の増加等に対応できる環境の整備として、身寄りのない高齢者等への支援の充実の必要性が指摘されています。ひとり暮らし世帯や高齢者だけの世帯は増加していることから、安否確認や見守り、孤独死の防止、相談できる場づくりなど高齢者同士による支え合いの仕組みづくりも求められています。
- ◆ 本市では、老人福祉センターなどを拠点とした地区福祉推進会を中心に、民生委員・児童委員、シルバーメイト、地域住民による見守り活動など地域における支え合い活動が積極的に行われており、少子高齢化が急速に進行し、社会活動のあり方等が変化する中、住民自らの参加と支え合いによる地域課題の解決に、より一層の期待が寄せられています。
- ◆ 第1期計画から推進してきたサロン活動は増加傾向にあり、地域で交流の場を設けることで、近隣での助け合いを育むというサロン活動の重要性への理解が各地域で浸透しつつあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会活動や地域活動が制限された期間があったことで、住民の意識等も変化していることから、活動を継続するための工夫や見直しが求められています。また、高齢者に限らず、子育て世帯等も対象にしたサロン活動や買い物支援といった複合的なサポートも含め地域で取り組めるよう、啓発や支援を行っていく必要があります。
- ◆ 地域で支え合う環境づくりを進める上では拠点となる集会施設が必要であり、また、地域福祉ワークショップでは日常生活における課題を発見する場として身近な「居場所」の活用に期待する声が寄せられています。

施策の方向

- 地域課題の解決を進めるための重要な運営主体であり、市内32地区で活動を展開している地区福祉推進会と行政機関、市社会福祉協議会、圏域の地域包括支援センター、地区民生委員協議会、各学校、各団体の連携をより一層推進します。
- 地区福祉推進会を中心として、民生委員・児童委員、シルバーメイト、地域住民などによる見守り活動と支え合い体制の整備を引き続き推進します。
- 町内会・自治会単位の地域型のサロン活動や子育てなどテーマ型のサロン活動といった、地域で誰もが気軽に参加できる交流の場づくりを今後も支援します。
- 共に支え合うことができる地域環境づくりを進めるため、重層的支援体制整備事業における地域づくりの取組を通じて、地域に増えてきた空き家などの社会資源も活用しながら、拠点づくりや居場所づくりを支援します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「シルバーメイトのメイト数（見守る側）」（↑※）	986 人	910 人	1,000 人	1,100 人
業務統計「地域におけるサロン設置数（累計）」（↑）	169 箇所	198 箇所	215 箇所	230 箇所
【参考】業務統計「老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等利用者数」	1,418,460 人	1,124,778 人	—	—

※ 成果指標の各項目のカッコ内の矢印の向きは、目標値の方向性を示します（以下同じ）。

(2) 災害時における支え合いの仕組みづくり

現状と課題

- ◆ 平成27年度（2015年度）に策定した避難行動要支援者避難支援計画に基づき、個別避難計画を作成した人には緊急時の持ち出し用の「あんしん連絡パック」を配付し、災害時における避難支援等を推進していますが、個人情報保護制度により、民生委員・児童委員や町内会・自治会等の役員が地域住民の状況を把握することが難しい実態が指摘されており、地域の防災訓練など、互いに知り合う機会を増やす具体的な取組の支援や災害等緊急時に備えた支え合い体制の構築が課題となっています。
- ◆ 市総合防災訓練においても、地域住民や社会福祉法人等の協力のもと、福祉避難所の開設・移送訓練や災害ボランティアセンターの開設訓練等を実施していますが、災害に備えた日頃の関係づくりが求められています。
- ◆ 災害時要援護者における個別避難計画の作成率は、「健康だから」「近くに家族がいるから」などの理由から低い状況となっています。避難行動要支援者避難支援の実効性を高めるため、個別避難計画作成の推進と状況に応じた計画の更新、地域全体による防災訓練などの取組を支援する必要があります。
- ◆ 防災や災害時の円滑な避難行動に対する市民一人ひとりの意識の向上を図るとともに、自主防災組織の結成など地域の連携体制の構築がより一層進むよう、引き続き町内会・自治会等を通じた働きかけを行う必要があります。また、自主防災組織が結成されている地域においては、災害時に自主防災組織が有効に機能するよう、平時から取り組んでいく必要があります。

施策の方向

- 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、市と地域等との協働の下、日常の支え合いの仕組みづくりと併せ、個別避難計画の作成や地域支え合いマップづくりなどを活かして、災害時における被災者の円滑な避難支援や被災者個々の被災状況に応じた包括的な支援につながる取組を進めます。
- 災害発生時における被害の軽減や早期復旧を図るために、災害ボランティアセンターや福祉避難所などの円滑な設置・運営ができるよう、より実践に即した避難訓練などを通じ、平時から市社会福祉協議会や福祉避難所等との連携を強化し、災害時にも活用できる体制づくりを推進します。
- 災害時に個別避難計画が活用されるよう、実効性のある個別避難計画を作成・更新するために関係部署との連携を強化します。
- 災害発生時の円滑な避難行動のため、地域住民への助け合いによる避難行動の重要性の意識啓発、自主防災組織等への避難行動要支援者情報提供同意者名簿の有効な活用方法の周知に努めます。

第2部 施策の展開

第1章 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「避難行動要支援者のうち、個別避難計画を作成した人の割合」(↑)	48.6%	36.4%	43.0%	50.0%
業務統計「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」(↑)	50.9%	43.2%	46.0%	50.0%
業務統計「自主防災隊の結成率」 ※ (↑)	78.5%	93.1%	96.5%	100.0%

※ 自主防災隊の結成率＝（自主防災組織に加入している世帯数）÷（市内世帯数）×100

(3) 世代間交流の促進

現状と課題

- ◆ 世代間交流事業への参加者数は伸び悩んでいます。年代・属性を問わず多様な人を巻き込んだ世代間交流事業の重要性を指摘する意見が多くあることから、日常的な隣近所との関係づくりを意識しながら、若者等の世代間交流事業への参加を働きかけていく必要があります。
- ◆ 交流を望まない人への関わり方など、価値観の多様化に配慮した対応を求める意見もあり、多様な主体の参加を促進するためには、新たなコミュニケーション手段の活用など、参加する側の意欲を高める工夫が必要です。

施策の方向

- 多様な世代や多職種の参加が促進されることにより、地域力の強化につながることから、地域住民だけでなく事業所等も含めた幅広い世代間交流の機会の創出に努めます。
- 多様な世代の参加を促進するため、インターネットを活用した世代間交流の機会の創出など世代間交流に参加しやすい環境づくりを進めます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「世代間交流事業参加者数」(↑)	7,011 人	5,770 人	6,500 人	7,000 人
業務統計「高齢者ふれあいの会参加者数」(↑)	4,856 人	6,115 人	6,700 人	7,300 人

2 地域における福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動への参加の促進

現状と課題

- ◆ 地域活動に参加した人の割合は減少傾向にありますが、地域活動の内容によっては参加したいと考える人もいることから、地域福祉活動を活性化するためには、活動に参加できる潜在的な層の掘り起こしが必要です。
- ◆ 町内会・自治会等の役員や地域住民の高齢化により、地域福祉活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 赤い羽根共同募金の実績は、平成19年度（2007年度）以降、全体として減少傾向にあり、福祉活動の財源不足による地域福祉活動の停滞が懸念されます。

施策の方向

- 年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが地域の一員として気軽に地域の活動に参加できるような環境づくりを促進するとともに、働き盛り世代が仕事と生活の調和を図りながら地域活動に参加できるよう、活動内容の周知啓発を行うなど企業等への働きかけを行います。
- 町内会・自治会等の地縁団体による持続的な地域活動が行われ、組織の活性化が図られるよう支援し、地域における福祉活動の重要性の理解を深めるため、関係機関・団体等と連携して、各種福祉活動等の周知啓発に努めます。
- 赤い羽根共同募金やふるさと納税等の寄附制度による地域福祉活動の財源確保のための取組を市公式ホームページ等により広く発信します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合」(↑)	46.5%	38.3%	44.0%	50.0%
地域福祉に関するアンケート「地域活動に参加したくない」と回答した人の割合(↓)	—	22.4%	20.0%	18.0%
【参考】業務統計「赤い羽根共同募金の戸別募金」	24,767,403 円	20,073,189 円	—	—
【参考】業務統計「ふるさと納税の寄附金額」	919,000 円	219,867,237 円	—	—

(2) 事業者の社会貢献活動の促進

現状と課題

- ◆ 「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）では、地域において、少子高齢化や人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスを充実させることを目的として、社会福祉法人には地域貢献が義務付けられており、福祉課題の解決に結びつける対応が必要となります。
- ◆ 近年における福祉課題に対する民間企業の社会貢献活動として、ひとり暮らし高齢者等の見守りや認知症高齢者のサポートなどが挙げられます。事業者は、様々な専門知識や施設などを有しており、地域福祉の推進における重要な担い手としても期待されることから、地域活動を活性化するために一層の参加が望まれます。

施策の方向

- 「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」の締結や地域の居場所としての施設の開放など、社会福祉法人の福祉課題に対応した地域貢献が広がるよう啓発に取り組みます。
- 民間企業の社会貢献活動に対する意識の高まりを今後も福祉課題の解決に結びつけるため、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定」（見守り協定）の締結や認知症高齢者のサポートなど企業の特性を活かした協働事業のほか、赤い羽根共同募金への協力などによる企業の社会貢献活動を促進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「赤い羽根共同募金百貨店プロジェクト協力企業数」 (↑)	—	6 社	11 社	16 社
【参考】業務統計「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している施設数」	40 施設	48 施設	—	—
【参考】業務統計「赤い羽根共同募金の法人募金」	4,192,346 円	3,214,142 円	—	—

3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

(1) ボランティア・NPO活動の支援

現状と課題

- ◆ ボランティアを育成するため、市社会福祉協議会等が各種講座を開催しています。また、支援活動として各ボランティア団体への助成、情報の提供、福祉教育のための講師派遣、連絡調整などを行っていますが、ボランティアの交流、情報交換への参加人数は、減少傾向にあり、ボランティア団体・NPO活動における担い手の高齢化や担い手不足による活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービス、コミュニティビジネスなど、新しい社会資源の開発が求められていますが、保健・医療・福祉の増進を図る活動を行うNPO法人数、ボランティア団体数は減少傾向にあります。
- ◆ 日常生活での課題に対して、地域の支え合い活動の一環として、地域内のボランティアが活動している取組事例も見受けられることから、地域の担い手を育成する観点からも、ボランティア活動を推進する必要があります。

施策の方向

- 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催し、福祉活動や災害活動に対応できるボランティアの養成などを通して、引き続きボランティア・NPO活動を支援します。
- 地域における日常生活支援体制や重層的な支援体制を整備していく中で、ボランティア・NPO活動が効果的に行われるよう支援します。
- SNSの活用や各種イベント等の機会をとらえて、広くボランティアへの積極的な参加を呼びかける取組を行います。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」(↑)	113 団体	113 団体	調整中	調整中
【参考】業務統計「盛岡市が所管しているNPO法人数」(↑)	—	121 法人	—	—

4 安全に生活できる環境の整備

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進

現状と課題

- ◆ 市有施設のバリアフリー工事や点字ブロックの設置、オストメイト対応トイレの整備のほか、ひとにやさしい駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の推進を図るなど、バリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んできましたが、生活環境の整備が進んだと感じる人の割合は減少傾向であり、今後も生活環境の整備を推進する必要があります。
- ◆ 障がいのある人に対する差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を作ることと目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）（平成25年法律第65号）の改正により、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供については義務化されています。市社会福祉協議会においては、事業者や地域に対して、障がい者の生活のしづらさを理解するための研修等を行っていますが、障がい者や高齢者などが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるように、今後も、ユニバーサルデザインやバリアフリーなどハード面はもちろん、ソフト面においても、誰もが利用しやすい生活環境の整備を更に進める必要があります。

施策の方向

- 国が定めた法律や県の条例等関連法令との整合を図りながら、日常的に利用される施設等を中心にバリアフリーに配慮された施設の情報発信や環境整備の重要性について周知啓発するなど、ひとにやさしいまちづくりを推進します。
- 地域や企業などに対する障がい特性や必要な配慮についての普及啓発を、市社会福祉協議会と連携して実施するなど、障がいや社会の中にある障壁によって日常生活や社会生活に制限を受けることなく、安心して生活できる環境の整備に努めます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較したバリアフリー、 ユニバーサルデザイン等の普及」が 進んだと回答した人の割合(↑)	37.8%	34.2%	37.0%	40.0%

役割の具体例

【自分らしく暮らすことのできる地域づくり】

●市民

- ・あいさつから始まる近所付き合い
- ・支え合い活動(「見守り」、「話し合い」、「助け合い」)への参加
- ・地域の身近な問題の発見と解決への参加
- ・町内会、地区福祉推進会、ボランティアなどの活動への参加
- ・個別避難計画の作成・更新
- ・世代間交流への参加
- ・赤い羽根共同募金運動などへの協力
- ・お互いの人格や尊厳の尊重

●町内会・自治会等、ボランティア団体・NPO

- ・支え合い活動(「見守り」、「話し合い」、「助け合い」)の推進
- ・地域の身近な課題の発見と解決の支援
- ・日常的な仲間づくり、交流のための場づくり
- ・自主的な防災体制の推進
- ・世代間交流への推進
- ・ボランティア・NPO 活動の推進
- ・お互いの人格や尊厳の尊重

●事業者、社協・関係機関

- ・研修会への講師派遣
- ・活動場所の提供
- ・災害時の避難支援への協力
- ・災害ボランティア受入体制の整備
- ・地域との交流・従業員の地域活動への参加の理解
- ・赤い羽根共同募金運動などへの協力
- ・ボランティア・NPO 活動の推進
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインなどの推進

●行政

- ・地区福祉推進会等への支援
- ・地域の社会資源の開発の促進
- ・見守り、自主的な防災体制への支援
- ・世代間交流の促進
- ・地域活動への参加の促進
- ・赤い羽根共同募金などへの協力の呼びかけ
- ・ボランティアへの参加の呼びかけ
- ・ボランティア・NPO 活動の推進
- ・バリアフリーなどに配慮された施設の情報発信
- ・障がい特性や必要な配慮の普及啓発

第2章 地域の福祉を共に創るひとづくり

多様化する地域の支援ニーズに対応するため、地域福祉コーディネーター等の専門職の配置や地区福祉推進会、民生委員・児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉を共に創るひとづくりを推進します。

1 地域福祉を推進する人材の育成 **重点**

(1) 地域福祉活動に関連する人材の育成

現状と課題

- ◆ 地域福祉活動の中心的な担い手の高齢化や活動に参加する人の減少により地域福祉活動の停滞が懸念され、次世代の担い手の確保や育成が課題となっています。人材の世代交代を円滑に進めるためにも、生涯の各ライフステージにおいて地域共生の考え方に触れる機会を設け、赤い羽根共同募金や青少年赤十字活動を通じた体験やボランティア活動等の主体的な実践活動につなげていく必要があります。
- ◆ 支援ニーズが増加する中で、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、インフォーマルな福祉サービスや福祉活動も求められており、多様なサービス等の担い手の確保や育成を支援する必要があります。
- ◆ 民生委員・児童委員は、地域住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者、障がい者、子育て世代の見守りや災害発生時の安否確認の体制づくりなどにも重要な役割を果たしていますが、その確保の難しさが課題となっており、活動を継続するために活動内容の見直しを図る必要があります。

施策の方向

- 各学校、高等教育機関やPTA等の関係機関・団体と連携しながら、日常生活の支え合い活動など、地域における福祉活動を推進できる中核的な人材の育成支援を引き続き推進します。
- 認知症サポーター養成やゲートキーパー・心のサポーター養成などに加え、地域における見守りや日常生活支援のほか、認知症支援や市民後見など広くニーズに対応した研修会を開催することで、地域で福祉活動を担う人材の育成支援を更に推進します。
- 民生委員・児童委員の研修や各地区における勉強会の充実を支援するとともに、民生委員・児童委員制度と活動の内容を広く市民に周知し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備に努め、負担の軽減化や業務の効率化を図ります。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」(↑)※	1,505 人	1,917 人	2,400 人	2,900 人
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した地域福祉活動に関連する人材の育成」が進んだと回答した人の割合」(↑)	15.3%	16.5%	18.0%	20.0%
民生委員・児童委員の充足率(↑)	98.7%	95.3%	97.0%	98.7%
【参考】業務統計「認知症サポーター養成講座修了者」(延べ人数)	8,287 人	30,269 人	—	—

※ 現状値は令和5年度の認知症サポーター養成講座、市民後見に関する講座の参加者数の実績。目標値はゲートキーパー・心のサポーター養成講座を含んでいます。

(2) ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

現状と課題

- ◆ 災害発生時における被害の軽減や早期復旧には、自主的な活動を行うボランティアやNPOが災害時に幅広い知識や技能をもって迅速かつ的確に活動できるよう市社会福祉協議会等と協力して養成していく必要があります。
- ◆ ボランティア登録者数は減少傾向であり、盛岡市社会福祉協議会が実施する各種ボランティア養成講座の受講者数は減少しています。災害発生時は、多数のボランティアが求められることもあり、ボランティアに対する興味関心を育てる取組を強化する必要があります。
- ◆ 地域福祉に関するアンケートでは、若年層のボランティア活動の参加率が高く、人の役に立ちたいからボランティア活動に参加したという自発的な理由が多くあったことから、若年層への働きかけを充実させる必要があります。
- ◆ ボランティア活動への参加に対する問題として、時間がない、活動の情報がたりない、きっかけがない、健康や体力に自信がないといった意見があることから、趣味や特技を生かし、気軽に参加できるボランティアなど、活動につながる対応が求められています。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスや福祉活動、コミュニティビジネスの担い手としてボランティア・NPOに期待が寄せられています。

施策の方向

- 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催するほか、情報交換会の開催等により、福祉活動や災害活動に対応できる人材の育成支援を促進します。
- 災害時のボランティア確保につながるよう、市社会福祉協議会が実施するボランティアの取組を支援します。
- 小中学校・高校等との連携により、若年層に対するボランティア活動への参加意識の醸成に努めます。
- 趣味などを生かして気軽に参加できるボランティアの情報提供等のほか、ボランティア活動に必要な知識の習得機会の創出を図ります。
- 日常生活支援をとらえた人と人をつなぐインフォーマルな福祉活動や地域力の強化につながるコミュニティビジネスに取り組むボランティア・NPOの育成を引き続き支援します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」(↑)	11,481 人	10,050 人	10,500 人	11,000 人
業務統計「ボランティア養成研修事業等参加者数」(→)	145 人	62 人	80 人	100 人

(3) 社会福祉事業に関連する人材の育成

現状と課題

- ◆ 保育・介護人材の確保や定着を図るための取組の一環として、保育士奨学金返還支援や介護職員奨学金返還支援を行っていますが、待遇や勤務形態などの労働環境の問題から、福祉施策における人材確保が難しくなっています。
- ◆ 盛岡広域には福祉・保健分野の高等教育機関が複数設置されており、社会福祉事業の従事者も増加傾向にありますが、福祉ニーズが量的に増加し、質的にも多様化・複雑化あるいは深刻化する中において、福祉サービスは、供給量の増加を求められているだけでなく、細分化・高度化しており、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成が課題となっています。
- ◆ 重層的な支援体制を整備するに当たり、困りごとを抱えた方々を支援するため、専門的な視点から幅広く社会資源をコーディネートする地域福祉コーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW））等の分野横断的な包括的な相談支援を展開する人材が求められています。

施策の方向性

- 社会福祉法人や社会福祉施設等への指導等のほか、職員の処遇改善、各種研修の周知等を通して、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成を更に推進します。
- 盛岡広域等に設置されている福祉・保健分野の高等教育機関への働きかけなどにより、保健福祉分野の人材の確保と育成に努めます。
- 地域福祉コーディネーター養成講座の受講について関係機関に呼びかけるとともに、地域福祉コーディネーターのネットワーク化などにより、支援を必要とする人が、適切かつ確実にサービスが受けられよう包括的な相談・支援を行うことができる社会福祉士等の福祉専門職の育成を推進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」(↑)	19 人	85 人	93 人	100 人
【参考】経済センサス「福祉分野の従事者数」※	6,753 人	10,704 人	—	—

※ 現状値は令和3年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障がい者福祉事業の民営事業所の合計

2 福祉への関心を育む取組の推進

(1) 福祉教育の推進

現状と課題

- ◆ 障がいのある人もない人も、年齢や性別にかかわらず、互いに個性や尊厳を認め合い、支えながら共に生活するという考え方（ソーシャルインクルージョン）を各ライフステージで学習できるよう、地域活動の中に学習機会を設けることが求められています。
- ◆ 市社会福祉協議会が実施する福祉講座・キャップハンディ体験では、小中学校の総合的な学習の時間や道徳の時間に、福祉に関連する講話を行ったり、高齢者の方が感じる生活のしづらさや視覚的に障がいがあっても地域で自立生活ができることを学ぶ体験をしたりすることで、未来を担う子どもたちが地域共生社会に興味関心を抱くような機会を提供しています。子どもの福祉教育では、学校教育への期待が高いため、学校と福祉関連機関のほか、家庭や地域との連携の下に、福祉教育を進める体制が求められています。

施策の方向

- 誰もが、生涯にわたり、それぞれの段階で、福祉に対する理解や関心を深める機会をもちながら、主体的な参加を促すことを目的とした教育を市社会福祉協議会と連携して推進します。
- 学校だけでなく地域や職場においても、年齢や障がいの有無等に関わらず共に活動する場をつくるなど、福祉への興味関心を抱き幅広く地域共生社会について学ぶ機会の創出を促進し、地域福祉に関連する人材の育成につなぎます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した福祉教育の充実」が進んだと回答した人の割合 (↑)	18.4%	20.5%	22.0%	23.0%
業務統計「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講座の受講者数」(↑)	1,468人	2,623人	3,000人	3,500人

役割の具体例

【地域の福祉を共に創るひとづくり】

●市民

- ・認知症サポーターや市民後見など、ボランティア講座の受講

●町内会・自治会等、ボランティア団体・NPO

- ・地域の福祉を共に創る人材の発掘
- ・認知症サポーターや市民後見など、ボランティア講座の開催

●事業者、社協・関係機関

- ・人材の育成、新たな事業の開発、事業への参入
- ・ボランティアの受け入れ
- ・職員の処遇改善や研修の充実・研修会への講師派遣
- ・ライフスタイルに応じた福祉教育の推進

●行政

- ・地域の福祉を共に創る人材の育成
- ・研修会への講師派遣
- ・認知症サポーター、ゲートキーパー、市民後見、災害に関するボランティアなどの養成の推進
- ・民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備
- ・ボランティア・NPO育成の推進
- ・福祉専門職の養成の推進
- ・高等教育機関等の連携
- ・ライフスタイルに応じた福祉教育の推進

第3章 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

支援を必要とする人が、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの適切な福祉サービスにつながるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい体制づくりを推進します。

1 地域生活課題の解決に向けた重層的な支援体制の構築 **重点**

(1) 分野横断的な相談支援の充実・強化

現状と課題

- ◆ 「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市子ども子育て支援事業計画」及び「もりおか健康21プラン」等の推進により、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう、相談支援の充実を図ってきました。市内には、市が設置する障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、保健所などの各相談・支援機関のほか、県などが設置する県福祉総合相談センター、県精神保健福祉センター、盛岡広域圏障害者地域生活支援センターなどがあり、個別分野ごとの相談支援体制は充実が図られましたが、少子高齢化の進行や人口減少などにより、ダブルケアや8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりといった複雑化、複合化あるいは深刻化する地域福祉課題に対応するために、分野別の支援体制を越えた重層的な支援体制の構築が求められています。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の充実が求められています。
- ◆ 生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援から、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を統合的に展開する活動（コミュニティ・ソーシャルワーク）が必要とされています。

施策の方向

- 個別分野ごとに設置されている主に高齢者を対象とした地域包括支援センターや介護支援センター、主に障がい者を対象とした基幹相談支援センターや相談支援事業所、主に子どもや子育て世帯などを対象としたこども家庭センター、地域子育て支援センターやつどいの広場、生活困窮者の相談窓口となる盛岡市くらしの相談支援室などの各相談・支援機関において、属性や世代を問わず包括的に相談受けとめ、連携して支援を行う取組を推進します。
- 重層的支援体制整備事業において重層的支援アドバイザーを配置し、多職種による包括的な支援体制を構築することで、複雑化・複合化した課題について支援関係機関と連携し、情報共有や役割分担を図り、多機関協働の充実に取り組みます。
- 既存の制度によるフォーマルな支援とともに、地域の中での見守りや受け入れ体制を整えていくインフォーマルな支援と地域づくりへの展開を推進します。
- 地域における市民の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉などの多職種間連携のほか、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO、市民等の連携により、分野横断的な支援を推進するとともに、その実効性を確保するため、職員の資質向上や関係課、関係機関との連携強化により総合的な福祉行政を推進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「相談・支援機関等における地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーター数」 (↑)	—	18 人	19 人	20 人
【参考】業務統計「民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数」	17,778 件	14,849 件	—	—

(2) 孤独・孤立対策の推進

現状と課題

- ◆ 「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定」を締結している法人数は増加しており、ライフライン事業者等と連携した見守り等を通じて、支援を必要とする人の積極的な把握に努めていますが、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰の影響などの社会情勢の変化に伴い、ひきこもりの状態にある人や職を失った単身者、生活困難を抱えるひとり暮らしの高齢者やひとり親世帯の親子などが、福祉的支援を必要とする状況になっていても地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」は、一層深刻な社会問題となっています。
- ◆ 令和6年（2024年）6月に策定された「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」では、孤独・孤立双方への社会全体での対応の必要性が指摘されています。市では「盛岡市自殺対策推進計画」により、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや関係機関との連携に取り組んでいますが、社会的孤立の状態にある人の多くは、自ら積極的に社会と関わりをもたない、地域住民等との関わりを拒絶しているなど、把握が難しい状況にあることから、地域住民による見守り活動等の拡充と合わせ、多様な相談に対応できる分野横断的な支援の充実を図り、重層的に支援できる体制の整備を一層推進していく必要があります。

施策の方向

- ライフライン事業者等や民生委員・児童委員、各分野の相談支援センター、福祉事業所など関係機関との連携を強化し、社会的孤立の状態にある人やその世帯に関する情報収集を行いながら、支援を必要とする人の積極的な把握により、孤独・孤立対策を推進します。
- 自殺対策を推進するとともに、重層的支援体制整備事業において、支援が届いていない人への働きかけやネットワークを活用した潜在的な対象者の早期情報把握に努め、アウトリーチ等を通じて本人との信頼関係を構築していく継続的支援事業の充実と地域づくりに取り組みます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定を締結している法人数」(↑)	32 団体	47 団体	51 団体	55 団体

(3) 生活に困難を抱える方への支援の推進

現状と課題

- ◆ 生活保護世帯は、令和5年度末（2023年度末）で3,943世帯となっています。まちづくり評価アンケートによれば、「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組」への満足度は増加傾向にありますが、保健福祉分野全般の満足度は横ばいで推移しており、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、各分野の取組を充実させる必要があります。
- ◆ 令和5年（2023年）12月に閣議決定された「こども大綱」では、貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行うことが求められています。
- ◆ 既存の福祉制度の狭間で生活に困難を抱える居住確保が困難な方、失業・就職困難な方、がん・難病を有する方、困難な問題を抱える女性、多様性・多文化共生社会の中で課題を抱える方などの福祉ニーズは、表面化していないケースも多いとみられています。また、再犯防止・更生支援などの取組においても、保健医療、福祉等の支援がより求められています。

施策の方向

- 生活保護法や生活困窮者自立支援法など、法の趣旨に基づき、住宅関連部署や関係機関等と連携し、生活保護受給者や生活困窮者一人ひとりやその世帯の状況に応じて自立に向けた居住支援や就労支援等を更に推進します。
- 学習支援や居場所づくりなど、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境整備等を引き続き推進します。
- 既存の福祉制度の狭間で生活に困難を抱える方や犯罪をした方等への社会復帰支援などに対して、関係機関及び関係部署が有機的に結びつくよう連携を強化します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「生活保護受給世帯から自立した世帯の割合（死亡・移管・失踪等を除く）」（→）	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%
業務統計「生活困窮者の自立支援相談の解決率（次年度への繰越件数を除く）」（→）	—	67.3%	67.3%	67.3%

2 安心して福祉サービスを受けられる基盤の整備

(1) サービスの充実と質の向上

現状と課題

- ◆ 「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市子ども子育て支援事業計画」及び「もりおか健康21プラン」等の推進により、支援を必要とする人が適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう、サービスの基盤整備を図ってきましたが、少子高齢化の進行により質的・量的に増加する福祉ニーズや多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、福祉サービスを提供する事業者等が、運営体制の強化や職員の資質の向上に努める必要があります。
- ◆ 分野横断的な福祉サービスの展開のためには、多機能型や高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型のサービスを提供すること、更には、そのサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することが求められています。

施策の方向

- 各計画等の目標に応じたサービス基盤の整備を図るために、事業者や各種団体などのサービス提供者の育成支援及び市公式ホームページやSNSを活用した制度の周知により、サービスの充実と質の向上を促進します。
- 社会福祉事業者向けの研修の周知などを通じて、福祉サービスを提供する事業者等の経営体制の強化、社会福祉法等に基づく社会福祉法人や社会福祉施設等の指導等、福祉サービス第三者評価の普及推進など、福祉サービスの質の向上に引き続き取り組みます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した福祉サービスの充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	27.9%	34.9%	38.5%	42.0%
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.3%	28.6%	31.0%	34.0%

(2) 社会福祉を目的とする事業の促進

現状と課題

- ◆ 地域生活課題の解決に資する支援として、個別の活動による取組に加え、多様な主体の協働による取組を推進することで高い成果を期待できることから、行政や民間事業者だけでなく、NPOなど多様な主体が事業に参画することが望まれています。
- ◆ 福祉ニーズは、量的に増加するだけでなく、多様化・複雑化あるいは深刻化しています。市民の福祉ニーズに合った多様なサービスを提供するため、公的な福祉サービスだけでなく、インフォーマルな福祉サービスとして、買い物支援などの日常生活支援に関する事業の充実が求められています。
- ◆ 福祉サービスを担う事業所数は増加傾向にあり、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の充実が求められています。

施策の方向

- 地域生活課題に対応する多様な民間主体の担い手として、事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉関連事業への参加を促進します。
- 地域福祉をキーワードとした協働の事業を促進しながら、日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスの育成に引き続き取り組みます。
- 社会福祉法人が地域の福祉ニーズと地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、法人の自主性と創意工夫によって地域における公益的な取組が実践できるよう支援します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した民間事業者・ NPOなど幅広い事業主体の福祉 関連事業への参入」について進ん だと回答した人の割合(↑)	19.1%	26.3%	30.0%	34.0%
【参考】経済センサス「福祉分野の 事業所数」※	382 事業所	686 事業所	—	—

※ 現状値は令和3年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障がい者福祉事業の民営事業所の合計

3 サービス利用を支援する体制の構築

(1) 断らない相談体制の充実

現状と課題

- ◆ 地域包括支援センターやこども家庭センターなど個別分野ごとの専門的な相談支援体制は整備され、分野を超えた相談対応は進んでいますが、福祉に関するニーズが多様化・複雑化、あるいは深刻化する中で、ひきこもりなど、サービス利用に結びつきにくいケースを積極的に把握する体制が求められています。
- ◆ 民生委員・児童委員の定数を増員し、地域における相談支援体制の充実を図っていますが、いつでも誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近にあることにより、多くの問題の把握が可能となり、課題解決の機会が増えることから、地域における相談体制の充実が求められています。
- ◆ 重層的支援体制整備事業において、属性や年代を問わずワンストップで相談を受け止める「まるごとよりそいネットワークもりおか」を設置し、包括的な相談支援体制と多機関の協働による支援体制を進めているところですが、地域で把握されたニーズに対して、専門的に対応できる保健・医療・教育・福祉等の相談体制の充実と連携を更に強化させる必要があります。

施策の方向

- 地域福祉コーディネーター等職員の資質向上などにより、包括的な相談支援体制の充実を引き続き推進します。
- 身近な相談者である民生委員・児童委員や「まるごとよりそいネットワークもりおか」等の相談窓口の周知などにより、誰もが相談しやすい環境づくりを推進します。
- 福祉と保健・医療・教育分野等の連携を推進し、身近な地域での相談体制の更なる充実を図ります。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.4%	29.0%	31.5%	34.0%
業務統計「包括的相談支援事業における相談件数」(↑)	—	38,084件	41,000件	44,000件
【参考】業務統計「民生委員・児童委員への相談・支援件数」	18,663件	16,001件	—	—

(2) 相談・苦情対応の推進

現状と課題

- ◆ 福祉ニーズが多様化・複雑化あるいは深刻化する中で、福祉サービス等が細分化・高度化されており、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを受けるためには、利用者等からの相談や苦情に対し、的確に対応することが求められています。
- ◆ 地域包括支援センターやこども家庭センターなど個別分野ごとの専門的な相談支援体制は整ってきていますが、福祉サービスの利用時、説明内容とサービス内容が違っていた場合にサービスを受ける側なので諦めた人も多くいるため、未然に防止する方策や気軽に相談しやすい環境の更なる整備が求められています。

施策の方向

- 福祉事業所や専門的な相談支援機関の職員に対する研修制度の周知や民生委員・児童委員の研修内容の充実により、相談・苦情への対応力の向上を図ります。
- 社会福祉法に基づく苦情解決の仕組みや相談機関の周知など、市社会福祉協議会等と連携して福祉サービスに対する苦情・課題などの早期解決に向けた取組を推進します。
- 相談支援機能の充実や関係機関・団体の連携強化による相談・苦情対応の充実と、窓口で受け付けた相談・苦情を、適切に他機関へつなぐ体制の整備を推進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「福祉サービス利用時に説明内容 とサービス内容が違っていた場合 にサービスを受ける側なので諦め た」と回答した人の割合(↓)	38.6%	37.9%	33.0%	28.0%

(3) 権利擁護事業の推進

現状と課題

- ◆ 盛岡広域成年後見センターの設置により、成年後見制度の利用促進が図られ、寄せられる相談は増えていますが、権利擁護事業や成年後見制度などの内容を、福祉サービス事業者等とともに、利用者やその家族等の理解を深めるためには更なる広報活動が必要です。
- ◆ 地域包括支援センターなどにおいて、権利擁護に関する相談件数が増加しており、福祉サービス利用者の権利擁護のため、成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備が求められています。
- ◆ 成年後見制度への相談件数が増加しており、市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある方への金銭管理、身元保証人等、本人に寄り添い地域で受けとめるといった地域づくりの観点も踏まえた権利擁護が求められています。
- ◆ 高齢者、障がい者、児童などの虐待防止に関する法整備は進んでいますが、それぞれの虐待への統一的な対応や家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した包括的な支援が求められています。
- ◆ 消費者被害では、高齢者や障がい者などが被害に遭いやすい傾向にあることから、これらを未然に防止するため、市消費生活センター、警察署などの関係機関や民生委員・児童委員と連携し、意識啓発を行っています。

施策の方向

- 権利擁護を必要とする人が、適切にサービスを受けられるように、権利擁護に関する制度について、現に必要としていない人も含め、広く市民や福祉サービス事業者などが理解を深められるよう、盛岡広域成年後見センターと連携して広報活動を推進します。
- 成年後見人等の担い手として、同じ地域に暮らす住民として同じ視点で考え、寄り添いながら支援を行う市民後見人の養成に取り組みます。
- 判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知啓発に努めます。
- 関係機関等との連携により意識啓発を行うなど、虐待を発生させない地域づくりに取り組むほか、虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題への対応に努めます。
- 高齢者や障がい者などの消費者被害を未然に防ぐため、弁護士会や警察等の関係機関と連携した取組を更に強化します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した権利擁護支援」について進んだと回答した人の割合(↑)	15.5%	18.1%	19.5%	21.0%
業務統計「日常生活自立支援事業の実利用者人数」(↑)	169人	200人	250人	300人
【参考】業務統計「成年後見制度に関する相談件数」※1	198件	1,134件	—	—
【参考】業務統計「虐待に関する実相談件数」※2	262件	553件	—	—
【参考】業務統計「消費者被害件数」※3	14件	4件	—	—

※1 長寿社会課調べによる集計値

※2 現状値は、高齢者、障がい者、児童の虐待に関する相談件数（実件数）を集計

※3 盛岡東警察署調べによる盛岡市内におけるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、ギャンブル必勝法詐欺、金融商品等取引詐欺の被害の合計件数

4 わかりやすい情報を提供する体制の整備

(1) 情報提供の体制整備

現状と課題

- ◆ 地域福祉に関連する情報は、「広報もりおか」や盛岡市社会福祉協議会の「福祉もりおか」だけでなく、市公式ホームページやSNSにより周知を行っていますが、福祉サービスが細分化・高度化し、多様な主体から情報が提供され、サービスの充実が進んでいる中で、支援を必要とする人が自分に合ったサービスを選択し、利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適時適切に提供されることが求められています。

施策の方向

- 情報を必要とする人が、見やすく、分かりやすく、入手しやすい情報を受け取ることができるよう、「広報もりおか」や「福祉もりおか」などの広報紙の活用、制度や事業に関する冊子などの配布のほか、ホームページによる情報提供や利用頻度が増加傾向にあるSNSによる情報発信の充実を図りながら、市民に分かりやすい情報提供を推進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合(↑)	22.6%	30.4%	36.0%	40.0%
【参考】業務統計「盛岡市公式ホームページ(福祉・保健関係)への訪問者数」	699,846 件	集計中	—	—
【参考】業務統計「盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数」	27,111 件	95,977 件	—	—

役割の具体例

【必要な福祉サービスにつながる体制づくり】

●市民

- ・保健福祉に関するサービスや活動などの情報の収集と理解
- ・地域福祉ネットワークへの参加

●町内会・自治会等、ボランティア団体・NPO

- ・関係機関との連携(情報提供等)
- ・保健福祉に関するサービスや活動などの情報の収集と理解
- ・福祉関連事業への参加
- ・地域福祉ネットワークへの参加

●事業者、社協・関係機関

- ・地域福祉ネットワークへの参加
- ・保健・医療・福祉などの総合的なサービス提供
- ・サービスの質の向上
- ・事業内容の情報公開
- ・第三者評価事業への参加
- ・福祉関連事業への参加
- ・相談体制の充実
- ・事業者段階の苦情解決の仕組みの整備
- ・見守り協定への参加
- ・関係する分野との連携の強化

●行政

- ・重層的支援体制整備事業の推進
- ・地域福祉ネットワーク形成の推進
- ・地域福祉コーディネーターの設置の推進
- ・関係機関との連携の推進
- ・自殺対策の推進
- ・継続的支援事業の充実
- ・生活困窮者等の自立・就労支援の推進
- ・子どもが健やかに育成される環境整備等の推進
- ・ボランティア団体、NPOとの協働・第三者評価事業の普及
- ・福祉関連事業への参加の促進
- ・包括的な相談支援体制の充実
- ・相談・苦情対応の推進
- ・権利擁護事業の推進
- ・地域福祉計画の周知
- ・地域福祉に関連する情報提供の推進

第3部

計画の推進と進捗管理

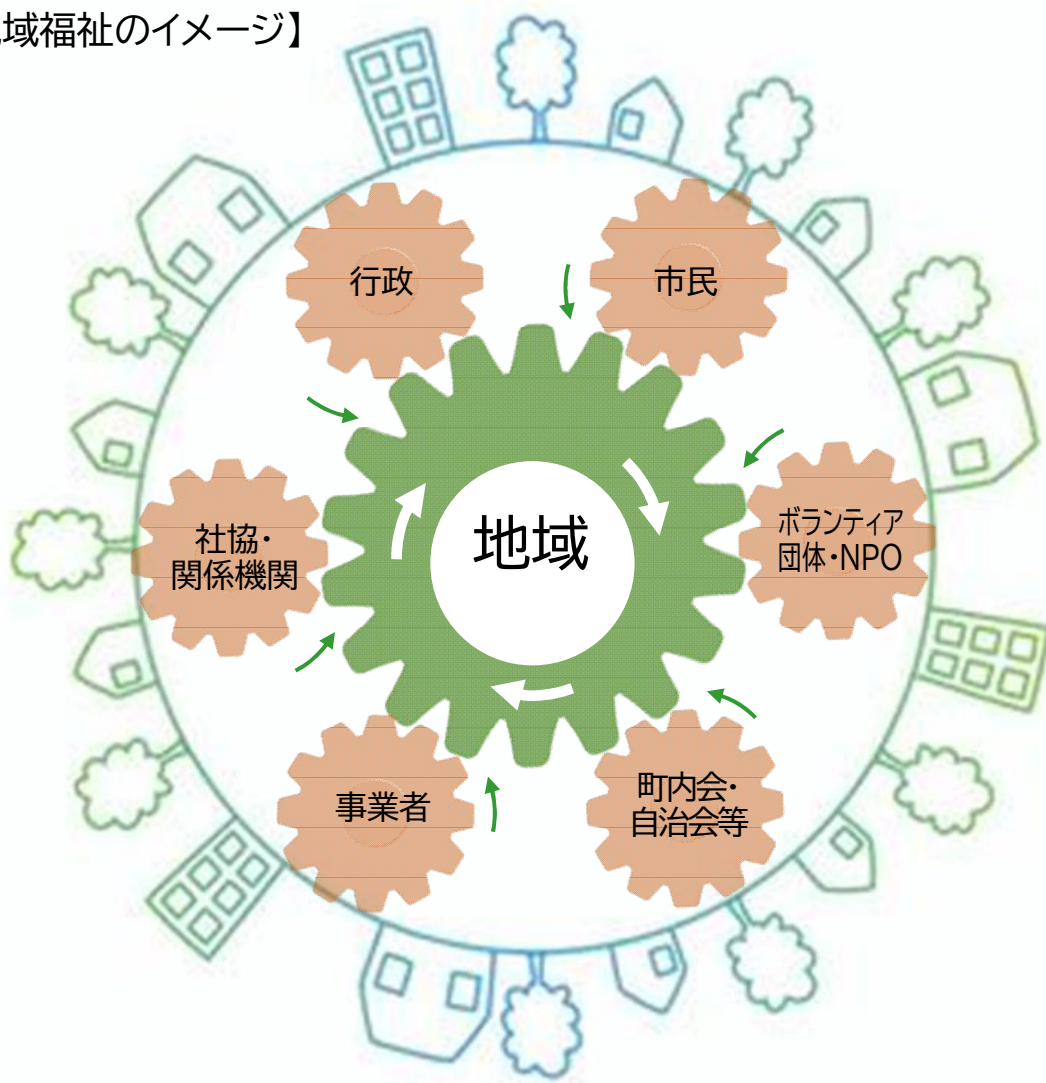
第1章 計画の推進

1 市民、行政、社協・関係機関、事業者、町内会・自治会等、ボランティア団体・NPOとの協働による地域福祉の実現

地域福祉計画の推進に当たっては、幅広い市民の主体的な参加と市民、行政、社会福祉協議会(社協)・関係機関、事業者、町内会・自治会等、ボランティア団体・NPOの参画と協働が必要不可欠です。

市は、重層的支援体制整備事業等の仕組みを活用した分野横断的な取組を進めながら、市民生活に必要不可欠で行政が直接提供することが望ましいサービスを安定して提供するほか、多様な主体の参画と協働を後押しする地域づくりやひとづくり、体制づくりを推進します。

【地域福祉のイメージ】



2 盛岡市社会福祉協議会等との連携

社会福祉協議会は社会福祉法において、社会福祉の理念である「地域福祉の推進」を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

盛岡市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を策定し、地域に密着しながら地域福祉を推進しており、各分野で大きな役割を担うことが期待されます。

市社会福祉協議会のほか、32 地区の福祉推進会や 28 地区の民生委員協議会等と連携し、地域福祉ネットワークを形成しながらこの計画を推進します。

第2章 計画の進捗管理

1 計画の評価と見直し

地域福祉計画の実効性を確保するため、行政評価システムを活用するとともに、盛岡市社会福祉審議会を始めとする外部機関の意見聴取に努めながら施策を推進します。

また、計画の中間年である令和11年度（2029年度）には、アンケート調査や業務統計等の量的な調査のほか、地域福祉ワークショップなどの質的な調査により計画の進捗状況を把握し、把握した成果と課題を踏まえて計画の見直しを実施します。

第 3 期盛岡市地域福祉計画

みんながつながり、互いに認め支え合う、
やさしさにあふれるまち

令和7年(2025 年)3月

発 行 盛岡市保健福祉部地域福祉課

T E L 019-651-4111(代表)

ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>
